

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十七号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称	令和四年度	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
				街区境界調査 図二十二枚 街区境界調査 簿一冊	横曽根二地区 （飯塚二丁目 の一部、飯塚三 丁目）	令和五年十月 二十四日